

知財法務の勘所Q&A（第46回）

ブランド・マネジメント法務の基礎（模倣品対策について）



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士 大石 裕太

Q1 模倣品対策はブランド・マネジメントにおいて重要視されており、力を注いでいる企業も多いと思いますが、模倣品について近年の状況を簡単に教えてください。

A1 模倣品は依然として中国を始めとした各国で製造され、流通しています。近年の模倣品被害は、バック等の雑貨、繊維製品、電子機器等の偽ブランド品による商標権侵害であるケースも多く、この傾向自体は目新しいものではありません。他方で、医薬品等の健康被害を生じかねない模倣品も相当数検出されている、模倣品の輸入の小口化が進んでいる、といった近年の傾向も報告されています。

そもそも「模倣品」とは、法律上定義されている用語ではありませんが、「模倣品」対策という文脈で法的に問題視される場合には、知的財産権を侵害する態様¹で製造販売された製品を意味することが多く、本稿でもこれに倣うこととします。

模倣品を放置しておく、自社が製造する正規品の売上が減少するおそれがあるのみならず、劣化コピーである模倣品によるブランドイメージの低下、更には権利行使を積極的に行わない会社製品の模倣品がより増加するといった悪循環のおそれもあり、その対策の必要性は広く認識されています。一方で、模倣品対策は「いたちごっこ」でキリがないともいわれ、また損害賠償の回収が実際上困難であるケースも散見される他、複数国に跨った法的なアプローチが必要になる等対応に相当なコストがかかるケースも多く、企業にとって悩ましい問題です。

この問題に対して、特許庁は模倣品対策室を設置しており²、模倣被害の相談窓口を開設しています。また、模倣品撲滅を目標とした各国・企業との協働、被害実態調査や各種統計の公表等を行っています。特許庁が2020年6月に公表した「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」（以下「年次報告」）によると、模倣品の相談・情報提供の受付件数は以下の通りです。

- 1 不正競争防止法の一部の規定で禁止されている態様（例えば商品形態模倣の禁止）で販売されている製品も含まれます。なお、より厳密に、「模倣品」は産業財産権が侵害される態様で製造販売されるものに限り、著作権が侵害される態様で作成されたものについては「海賊版」と呼ぶ整理も一般的です。
- 2 もともと2004年に経済産業省に設置されたものが、2020年に特許庁に移管されました。